

公立大学法人大阪教職員給与規程

制 定 平成31. 4. 1 規程40
最近改正 令和4. 3. 31 規程388

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第57条の規定に基づき、教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員のうち就業規則第57条第4号に掲げるものをいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 教職員の給与は、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びクロスアポイントメント手当とする。

第2章 給料の支給基準

(給料)

第3条 教職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第2)
- (3) 教育職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表(1) (別表第4)

(職務の級の決定)

第5条 教職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

(初任給の決定)

第6条 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格等による給料決定)

第7条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の

級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

(昇給)

第8条 教職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとし、同規程に定める基準に従い決定するものとする。

2 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった教職員が復職したときその他他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の調整額)

第9条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であり、給料表の給料月額をもって給料とすることが適当でないとき認められるときは、調整額を支給する。

2 前項の規定により調整額を支給する教職員は別表第5に定める者とし、支給額は同表の支給額欄に定める額とする。

3 前2項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料支給の始期及び終期)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。

2 教職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第38条第8項及び第39条から第42条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

(1) 次号から第5号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。

(2) 離職又は死亡の日に第45条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。

(3) 就業規則第31条(第2号及び第8号に掲げる場合を除く。)の規定により解雇とされた者及び就業規則第53条第5号の規定により懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。

(4) 公立大学法人大阪教職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。

(5) 就業規則第18条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(6) その他公立大学法人大阪(以下「本法人」という。)の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該教職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した教職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪府（以下「府」という。）又は大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、本法人のみと雇用契約を結ぶ教職員となるために府又は市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日教職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなすことができる。

（給料の日割計算）

第11条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（公立大学法人大阪教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第12条 管理又は監督の地位にある教員には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する教員は、別表第6に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 106,800円
- (2) 2種 96,100円
- (3) 3種 74,800円
- (4) 4種 64,100円
- (5) 5種 32,000円
- (6) 6種 21,300円

3 管理職手当を受ける職を2以上兼ねる場合には、区分が最も上位である職に対する管理職手当を支給するものとし、当該職以外の職に対する管理職手当は支給しない。

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第13条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第11条の規定を準用し、日割計算する。

（職務負担手当）

第14条 法令に定められる職務等に従事する教職員のうち、その職務の複雑、困難又は責

任の度に一定の給与上均衡の配慮が求められるものであって、かつその職務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに対しては、職務負担手当を支給する。

- 2 前項の規定により職務負担手当を支給する教職員の範囲、職務負担手当の支給額その他職務負担手当の支給に関し必要な事項については、公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程に定める。

(初任給調整手当)

第 15 条 次の各号に掲げる職に新たに採用された教職員には、公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程（以下「初任給調整手当規程」という。）に定める期間及び額の範囲内で、採用の日（第 1 号に掲げる職に係るものにあつては、採用後、初任給調整手当規程に定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当を支給する。

- (1) 医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師免許証（以下同じ。）又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師免許証を有するもの
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事する教員のうち、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有するもの
- (3) 前 2 号の職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもので初任給調整手当規程に定めるもの

- 2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

- 3 前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給額については、初任給調整手当規程に定める。

(扶養手当)

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、教職員と生計を一にし、かつ、主としてその教職員の収入により生計を維持するものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある親族

- 3 扶養手当の月額額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教

育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級である者（以下「4級教員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子で15歳に達する日後の最初の4月1日以降にあるもの（以下「特定扶養親族たる子」という。）がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第18条 扶養手当は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その教職員となった日から、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教職員となった場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（前条第1号に該当する事実が生じた扶養親族の誕生日が4月1日であるときは、その事実が生じた日の属する月）から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に前条第1号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で4級教員以外のものが4級教員となった場合又は教職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合においては、その事実が生じた日（第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第11条の規定を準用し、日割計算する。

(地域手当)

第 19 条 教職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、給料の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 11.8 (東京都の特別区の存する地域に在勤する教職員にあっては、100 分の 16) (第 38 条に規定する休職者 (ただし、第 8 項に規定するものを除く。)) については、給料、給料の調整額及び扶養手当の月額の合計額) を乗じて得た額とする。

(地域手当の始期及び終期)

第 20 条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され又は退職した場合の地域手当については、第 10 条及び第 11 条の規定を準用して、計算する。

(住居手当)

第 21 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員住居手当規程 (以下「住居手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅 (貸間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている教職員
 - (2) 第 25 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当規程に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、28,000 円 (前項第 1 号に掲げる教職員のうち同項第 2 号に掲げる教職員でもあるものにあつては、その額に 2 分の 3 を乗じて得た額) を超えない範囲内において、同項各号に掲げる教職員の区分に応じて住居手当規程で定める。

(住居の届出)

第 22 条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている教職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

(住居手当支給の始期及び終期)

第 23 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 21 条第 1 項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から開始し、教職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月) をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月) から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合(同額に改定する場合を含む。) について準用する。

(通勤手当)

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。ただし、公立大学法人大阪教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。) で定める教職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする教職員
 - (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの(以下「自転車等」という。) を使用することを常例とする教職員
- 2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。) の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間(当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。) につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

(単身赴任手当)

第 25 条 事業場を異にする配置転換又は勤務する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人大阪教職員単身赴任手当規程(以下「単身赴任手当規程」という。) で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該配置転換又は事業場の移転の直前の住居から当該配置転換又は事業場の移転の直後に勤務する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常

況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任手当の届出）

第26条 教職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに前条第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（単身赴任手当支給の始期及び終期）

第27条 第23条の規定は、単身赴任手当の支給について、準用する。

（特殊勤務手当）

第28条 教職員が次に掲げる特殊な勤務に従事した場合において、その勤務に対し給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるときは、その勤務の特殊性にかんがみ、業務能率及び技能の高揚に應ずるよう定めた特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与える勤務
 - (2) 過度の疲労又は不快を伴う勤務
 - (3) 著しく複雑又は困難な勤務その他通常の勤務と異なった特殊な勤務
- 2 特殊勤務手当の種類及び支給される教職員の範囲並びにその額は、公立大学法人大阪教職員特殊勤務手当規程（以下「特殊勤務手当規程」という。）で定める。

（時間外勤務手当）

第29条 勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した教職員には、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第8条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125

- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの
100 分の 150
 - (3) 休日の勤務（第 4 号に掲げるものを除く。） 100 分の 135
 - (4) 休日の勤務のうち、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間であるもの 100 分の
160
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条後段の規定による勤務時間の割振変更により、所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、週当たり 38 時間 45 分を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 45 時間を超え 60 時間以下の教職員には、その 45 時間を超え 60 時間以下勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 4 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 年間（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）について 360 時間を超えた教職員には、その 360 時間を超えて勤務した全時間（次項に掲げる時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 130（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 155）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 30
- 5 所定の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてした勤務の時間が 1 月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 所定の勤務時間以外の時間にしたもの 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）
 - (2) 所定の勤務時間として週当たり 38 時間 45 分を超えてしたもの 100 分の 50
- 6 時間外勤務手当の計算において、勤務の区分が前各項に重複して該当するときは、最も

高い支給割合によるものとする。

- 7 前項までの規定にかかわらず、勤務時間等規程第3章の規定が適用される教職員の時間外勤務手当の支給については、別に定める。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(管理職員深夜勤務手当)

第31条 勤務時間等規程第15条の規定の適用を受ける教職員(以下「管理監督者」という。)が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を管理職員深夜勤務手当として支給する。

- 2 前2条の規定は、管理監督者には適用しない。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額)

第32条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「給料(調整額含む)の月額」+「管理職手当の月額」+「これらに対する地域手当の月額」
+「初任給調整手当の月額」+「職務負担手当の月額」

「週勤務時間」×52/12

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「週勤務時間」=「週所定勤務時間」-「週所定勤務時間」×「年間祝日等日数」÷365

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(時間外勤務手当等の計算)

第33条 前4条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(宿日直手当)

第 34 条 勤務時間等規程第 18 条に規定する宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられて勤務した教職員には、次の各号に掲げる勤務 1 回につき、当該各号に定める金額を宿日直手当として支給する。

- (1) 勤務時間 5 時間未満の場合 3,350 円
- (2) 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までの場合 3,350 円
- (3) 理事長が定める勤務に従事する場合 理事長が定める金額

2 前 5 条の規定は、宿日直勤務については適用しない。ただし、宿日直勤務中において第 29 条に該当する勤務に従事した場合は、この限りでない。

(時間外勤務手当等の特例)

第 35 条 監視又は断続的勤務に従事する教職員については、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当について、その勤務の特殊性に基づき、前 6 条の規定にかかわらず、別段の定めをすることがある。

(クロスアポイントメント手当)

第 36 条 本法人及び他機関の教員等の双方の身分を有しながら本法人及び他機関の業務を行う教職員（以下「クロスアポイントメント教職員」という。）には、本法人と他機関の間で締結する協定において、本法人が給与を一括支給する場合に支給すべき給与の額が、クロスアポイントメント制度の適用がないものとした場合における給与相当額を上回るときは、その差額相当額をクロスアポイントメント手当として支給することがある。

2 前項のほか、クロスアポイントメント制度の適用期間において、特段の事情があるときは、本法人はクロスアポイントメント教職員に対して必要な補てんを行うためにクロスアポイントメント手当を支給することがある。

第 4 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 37 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する教職員には、公立大学法人大阪教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

第 5 章 休職者等の給与

(休職者の給与)

第 38 条 就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定により休職となった者（次項及び第 3 項に定めるものを除く。）に対しては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの 100 分の 80 を支給

- し、満1年を超えてからは、給与を支給しない。
- 2 結核性疾患にかかり就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。満2年を超えてからは、給与を支給しない。
 - 3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第21条第1項第1号の規定による休職となった者に対しては、給与の全額を支給する。
 - 4 就業規則第21条第1項第2号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
 - 5 就業規則第21条第1項第3号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。
 - 6 就業規則第21条第1項第4号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
 - 7 就業規則第21条第1項第5号の規定による休職者に対しては、その休職期間中、その者が本法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。
 - 8 就業規則第21条第1項第6号の規定による専従休職（以下「専従休職」という。）となった教職員には、その間、給与を支給しない。
 - 9 就業規則第21条第1項第7号の規定により休職となった場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、給料、給料の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
 - 10 前各項に規定するもののほか、休職となった教職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（停職者の給与）

第39条 就業規則第53条第3号の規定による停職（以下「停職」という。）とされた教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児・介護休業者の給与）

第40条 公立大学法人大阪教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

（育児短日数勤務の期間中の給与）

第 41 条 育児・介護休業規程に規定する育児短日数勤務をしている教職員のその間の給与については、公立大学法人大阪育児短日数勤務をしている教職員の給与に関する規程に定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第 42 条 公立大学法人大阪教職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した教職員には、その間、給与を支給しない。

(業務傷病休業等の間の給与)

第 43 条 就業規則第 47 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）となった教職員には、その間、給与の全額を支給する。

(休職前後の給与支給の変更)

第 44 条 教職員が月の中途において、前 6 条に規定する休職、停職、育児休業、介護休業、育児短日数勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等（以下「休職等」という。）となり、又は、休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当は、第 11 条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程、特殊勤務手当規程及び期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていたものが、月途中で復職等となった場合は、その教職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

第 6 章 給与の減額

(給料の減額)

第 45 条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第 20 条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第 27 条第 1 項に規定する特別休暇
- (3) 就業規則第 62 条第 2 項及び第 63 条第 2 項並びに勤務時間等規程第 31 条に規定する病気休暇
- (4) 勤務時間等規程第 33 条第 1 項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- (5) 就業規則第 19 条に規定するクロスアポイントメント制度による出向の期間における出向先での所定の勤務日（出向先から当該所定の勤務日について給与を受けていないと認められる場合で、この項により給料を減じることとなる事由に相当する事由がないときに限る。）

- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日当たりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- (1) 勤務時間等規程第31条に定める病気休暇の期間及び就業規則第62条第1項第2号(同号に準ずる者として第3号の適用を受ける者を含む。以下同じ。)により就業を禁止され同条第2項の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続き休日、就業規則第44条の欠勤(心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1日未満の欠勤は1日とみなす。)の期間が引き続き90日を超える場合
- (2) 就業規則第63条第2項による病気休暇の期間が引き続き1年を超える場合
- 4 前項各号に掲げる病気休暇(前項第1号にあってはその後に引き続き欠勤の期間を含む。以下同じ。)により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇等の期間」という。)の期間の計算にあたって、病気休暇等と病気休暇等の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合は、前後の病気休暇等の期間は通算しない。
- (1) 休暇間の期間に勤務した日(1日未満の欠勤及び宿日直勤務を除く。以下同じ。)がない場合
当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇等の期間を病気休暇等の期間とする。
- (2) 休暇間の期間に勤務した日がある場合
当該休暇間の期間が90日未満(休暇間の期間の直前の病気休暇等の期間に精神疾患によるものであると認められる病気休暇が含まれる場合は180日未満)である場合は、その前後の病気休暇等の期間を通算する。
- (勤務1日又は1時間当たりの給料額)**
- 第46条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料(調整額を含む)の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。
- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。
- 「給料(調整額を含む)の月額」
$$\text{「週勤務時間」} \times 52 / 12$$
- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。
$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$
- 4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間当たりの勤務時間をい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。
- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(給料の減額の方法)

第47条 第45条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当の減額)

第48条 教職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日当たりの管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当を、その者に支給すべき管理職手当、職務負担手当及び初任給調整手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第20条に規定する年次有給休暇
 - (2) 勤務時間等規程第27条第1項に規定する特別休暇
 - (3) 勤務時間等規程第33条第1項の規定により職務専念義務の免除を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である教職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
- 3 第1項の勤務1日当たりの手当額の計算にあたっては、第46条第1項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第49条 教職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料及び給料の調整額の月額にかかる部分については、第45条及び第46条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、第48条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当、単身赴任手当の減額)

第50条 第45条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は減額しない。

第7章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(計算期間)

第51条 給与は、本規程、通勤手当規程、特殊勤務手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程(以下「本規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支払日)

第 52 条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、給料の調整額、管理職手当、職務負担手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当については、その月の支給日に、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当、宿日直手当及びクロスアポイントメント手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日（次号に掲げる日を除く。）又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。） その翌日

(2) 日曜日でその翌日が祝日等であるもの その前々日

(3) 土曜日 その前日

（退職者等への給与支払）

第 53 条 給与の支給日（以下「支給日」という。）後において新たに教職員となった者及び支給日前において離職し、又は死亡した教職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

（非常時の給与支払）

第 54 条 教職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、第 51 条及び第 52 条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

(1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合

(2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により 1 週間以上にわたって帰郷する場合

（給与の支払方法）

第 55 条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、教職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該教職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を給与から控除することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント教職員の給与の支払方法については、公立大学法人大阪クロスアポイントメント制度に関する規程第 7 条に定める協定に基づき、別段の取扱いをすることができるものとする。

第 8 章 再雇用職員の給与

（再雇用職員の給与）

第 56 条 次条に定義する再雇用職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職員の給与は、給料、職務負担手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(定義)

第 57 条 再雇用職員とは、公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 58 条 再雇用職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職員となった者の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職員 その者が占める職務に適用される給料表及び職務の級の再雇用の欄に掲げる金額

(2) パートタイム再雇用職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇格)

第 59 条 再雇用職員は、昇格しない。

(昇給)

第 60 条 再雇用職員は、昇給しない。

(通勤手当)

第 61 条 再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところにより通勤手当を支給する。

(1) 所定勤務日数が週 4 日以上の場合 第 24 条の規定を準用する。

(2) 所定勤務日数が週 4 日に満たない場合 通勤手当の額は、次に定めるところによる。ただし、1 月当たりの額が 55,000 円を超えることとなる場合については、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

ア 交通機関を利用する場合 1 月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与の支給日に、1 月の勤務の往復にかかる回数分の利用区間にかかる片道普通乗車券の

購入価格を支給する。ただし、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満のものには支給しないものとする。

イ 自転車等を利用する場合 1月を支給期間として、当該支給期間の翌月の給与支給日に、使用距離に応じて1日当たり次の額を支給する。ただし、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満のものには支給しないものとする。

使用距離（片道）	1日当たりの額
5キロメートル未満	100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	350円
15キロメートル以上20キロメートル未満	490円
20キロメートル以上25キロメートル未満	630円
25キロメートル以上30キロメートル未満	770円
30キロメートル以上35キロメートル未満	910円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,050円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,190円
45キロメートル以上50キロメートル未満	1,280円
50キロメートル以上55キロメートル未満	1,370円
55キロメートル以上60キロメートル未満	1,450円
60キロメートル以上	1,540円

(3) 特別の事情により、前2号の規定によることが困難であると理事長が認める者 理事長が個別に定める。

(時間外勤務手当)

第62条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した再雇用職員には、次の各号に掲げる区分に応じて時間外勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム再雇用職員 第29条の規定を準用する。
- (2) パートタイム再雇用職員 公立大学法人大阪パートタイム有期雇用教職員給与規程第32条の規定を準用する。

第9章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第63条 教職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(給与の支給額の端数計算)

第64条 本規程に規定する給与の種類ごとの支給額について円位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(追給の限度)

第 65 条 給与を精算する場合で、精算の内容が未払い分の追給であるときは、未払い給与が本来支払われるべき支給日の翌日から起算して 3 年を経過していない分に限り追給するものとする。

(戻入の限度)

第 66 条 給与を精算する場合で、精算の内容が過払い分の戻入であるときは、給与の過払いが生じた支給日の翌日から起算して 5 年を経過していない分に限り戻入を行うものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第 67 条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (2) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (3) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (4) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (5) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 府大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (8) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (9) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの(再雇用規程の適用を受ける者並びに前 2 号及び次号の教職員を除く。)をいう。
- (10) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、本法人採用の日に杉本地区事業場、阿倍野地区(医学部)事業場、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場、阿倍野地区(MedCity21)事業場及び私市地区事業場で勤務するもの(再雇用規程の適用を受け

る者並びに第7号及び第8号の教職員を除く。)及び法人事務局事業場で勤務するもの
のうち別に定めるものをいう。

- (11) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員(再雇用規程の適用を
受ける者を除く。)のうち、昇給等規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用さ
れる職務にあるものをいう。

(合併に伴う特例措置)

- 3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における府大承継教職員及び
府大区分教職員の給与については、第56条第1項、第57条から第60条まで並びに第63
条から第66条までの規定を除き、旧府大法人給与規程及び附属する規程等に定める内容
を適用する。
- 4 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における市大承継教職員及び
市大区分教職員の給与については、第38条第3項、第43条、第56条第1項、第57条か
ら第60条まで並びに第63条から第66条までの規定を除き、旧市大法人給与規程及び附
属する規程等に定める内容を適用する。なお、第57条第2号に定めるパートタイム再雇
用職員については、第45条の規定にかかわらず、大阪市立大学短時間勤務教職員給与規
程第15条の規定を準用する。
- 5 本則の規定にかかわらず、市大区分課長代理級の別に規程で定める日までの期間にお
ける給与については、別に定める。

(給料表その他の切替えにかかるとの措置)

- 6 附則第3項及び第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了及び本則の適用にかか
る取扱いについては、公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規
程に定める。

(経過措置)

- 7 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、附則第4項の規定により(旧)公立大学法
人大阪市立大学教職員給与規程別表第3に規定する教育職給料表の適用を受けていた者
について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第
4条の規定にかかわらず、附則別表第1を適用するものとし、第19条第2項中「100分
の11.8」とあるのは「100分の16」とする。
- 8 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第4項の規定により(旧)公立大学法
人大阪府立大学教職員給与規程別表第2に規定する教育職給料表の適用を受けていた者
について、附則第4項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給料表は、第
4条の規定にかかわらず、附則別表第2を適用する。

附則別表第1

号給	1級	2級	3級	4級
1	193,700	255,800	285,500	332,800

2	195,800	258,000	288,000	335,300
3	197,900	260,200	290,500	337,800
4	200,000	262,400	293,000	340,300
5	203,800	265,900	295,600	342,900
6	205,900	268,200	298,100	345,400
7	208,000	270,500	300,600	347,900
8	210,100	272,800	303,000	350,400
9	213,900	276,000	305,400	353,000
10	216,000	278,300	307,900	355,600
11	218,100	280,500	310,400	358,200
12	220,200	282,800	312,800	360,800
13	224,000	285,500	315,200	363,100
14	226,100	287,800	317,700	365,700
15	228,200	290,100	320,200	368,300
16	230,300	292,400	322,600	370,900
17	234,100	294,200	324,900	373,200
18	236,200	296,500	327,400	375,900
19	238,300	298,800	329,800	378,600
20	240,400	301,100	332,000	381,100
21	244,200	302,300	332,800	383,300
22	246,300	304,500	335,300	386,000
23	248,400	306,700	337,700	388,700
24	250,500	308,700	340,000	391,300
25	254,300	310,000	340,700	393,500
26	256,400	312,200	343,100	396,100
27	258,500	314,300	345,500	398,700
28	260,600	316,200	347,600	401,200
29	264,400	317,500	348,600	403,500
30	266,500	319,600	350,800	406,200
31	268,600	321,700	353,000	408,800
32	270,700	323,600	354,900	411,200
33	273,900	324,900	355,900	413,200
34	276,000	327,000	358,200	415,900
35	278,100	329,100	360,300	418,400
36	280,200	331,000	362,100	420,700

37	282,600	332,300	363,200	422,800
38	284,700	334,400	365,200	425,400
39	286,800	336,500	367,200	427,900
40	288,900	338,200	368,800	430,400
41	290,700	339,400	370,400	432,400
42	292,700	341,500	372,500	435,100
43	294,800	343,600	374,600	437,700
44	296,800	345,500	376,400	440,200
45	298,200	346,300	377,300	441,900
46	300,300	348,400	379,300	444,600
47	302,400	350,500	381,200	447,300
48	304,500	352,200	383,000	449,800
49	305,300	353,000	384,100	451,400
50	307,200	355,100	386,100	454,100
51	309,100	357,000	388,100	456,800
52	310,900	358,900	389,800	459,400
53	312,400	359,500	390,900	460,900
54	313,900	361,500	392,900	463,400
55	315,400	363,300	394,900	466,000
56	316,600	364,900	396,500	468,600
57	317,600	365,900	397,600	470,400
58	319,000	367,900	399,600	472,900
59	320,400	369,500	401,600	475,600
60	321,600	371,100	403,500	478,100
61	322,800	372,000	404,300	479,700
62	324,200	373,900	406,300	482,200
63	325,600	375,700	408,300	484,700
64	326,800	377,300	410,100	487,100
65	328,000	378,000	410,800	488,100
66	329,400	379,900	412,600	490,500
67	330,700	381,600	414,400	492,900
68	331,800	383,300	416,200	495,300
69	332,900	384,000	417,200	496,500
70	334,300	385,900	418,900	498,800
71	335,700	387,700	420,600	501,100

72	337,000	389,500	422,300	503,300
73	337,500	390,000	423,600	504,500
74	338,900	391,800	425,300	506,800
75	340,200	393,600	427,000	509,100
76	341,500	395,000	428,500	511,200
77	342,000	396,000	429,800	512,400
78	343,400	397,700	431,500	514,300
79	344,800	399,400	433,200	516,200
80	346,100	400,900	434,700	518,100
81	346,400	402,000	436,000	519,700
82	347,800	403,700	437,600	521,000
83	349,200	405,400	439,200	522,200
84	350,500	406,800	440,700	523,300
85	350,800	407,900	442,100	524,400
86	352,200	409,600	443,700	525,600
87	353,600	411,300	445,300	526,800
88	354,900	412,800	446,600	527,800
89	355,200	413,800	447,600	528,400
90	356,500	415,200	449,200	529,600
91	357,800	416,600	450,800	530,800
92	359,000	418,000	452,400	531,800
93	359,600	419,400	453,100	532,300
94	360,800	420,500	454,400	533,200
95	361,700	421,600	455,700	534,100
96	362,500	422,700	456,900	534,800
97	362,900	423,700	457,500	535,700
98	364,000	424,800	458,600	536,600
99	364,800	425,700	459,700	537,500
100	365,500	426,600	460,600	538,200
101	366,000	426,800	461,400	538,800
102	366,900	427,800	462,500	539,700
103	367,700	428,700	463,500	540,600
104	368,400	429,400	464,300	541,300
105	369,100	429,900	464,800	541,700
106	370,000	430,900	465,800	542,600

107	370,800	431,900	466,800	543,500
108	371,600	432,700	467,500	544,100
109	372,200	433,000	468,200	544,600
110	373,100	433,900	469,200	545,500
111	373,900	434,800	470,200	546,200
112	374,700	435,600	471,000	546,900
113	375,200	436,100	471,600	547,400
114	376,100	436,800	472,600	548,300
115	376,900	437,600	473,500	549,000
116	377,600	438,100	474,200	549,700
117	378,200	438,300	474,900	550,000
118	379,100		475,900	550,800
119	379,900		476,900	551,500
120	380,700		477,700	552,100
121	381,200		478,000	552,300
122	382,100			
123	382,900			
124	383,700			
125	384,200			
126	385,100			
127	385,900			
128	386,700			
129	387,200			
130	388,100			
131	389,000			
132	389,800			
133	390,200			
134	391,100			
135	392,000			
136	392,400			
137	392,700			

備考 この給料表は、附則第7項の適用を受ける教員に適用する。

附則別表第2

号給	1級	2級	3級	4級
----	----	----	----	----

1	209,200	273,500	326,200	419,400
2	211,400	276,600	329,700	421,900
3	213,600	279,700	333,200	424,600
4	215,800	283,000	336,800	427,200
5	217,900	286,100	340,100	429,700
6	220,100	289,000	344,000	432,300
7	222,300	292,000	347,400	434,800
8	224,500	294,800	350,900	437,400
9	226,800	297,400	354,000	440,200
10	229,200	300,500	357,700	442,600
11	231,600	303,500	361,000	445,000
12	234,000	306,500	364,400	447,500
13	236,300	309,200	367,500	449,900
14	238,700	311,800	370,100	452,300
15	241,100	314,400	372,900	454,900
16	243,500	317,000	375,700	457,400
17	245,800	319,400	378,200	459,600
18	249,300	322,200	380,400	462,000
19	252,800	324,900	382,600	464,500
20	256,300	327,800	385,100	467,000
21	259,800	330,000	387,200	469,300
22	263,400	332,900	389,300	471,600
23	267,000	335,700	391,400	473,900
24	270,300	338,600	393,600	476,200
25	273,700	340,900	395,800	478,500
26	276,800	343,600	397,800	480,800
27	280,100	346,000	399,700	483,000
28	283,100	348,600	401,700	485,300
29	286,200	351,100	403,800	487,600
30	288,800	353,400	405,700	489,800
31	291,300	355,700	407,500	491,900
32	293,800	358,100	409,400	494,100
33	296,500	360,000	411,200	496,200
34	299,500	362,200	413,100	498,400
35	302,200	364,400	415,100	500,500

36	305, 100	366, 700	417, 000	502, 700
37	308, 100	369, 200	418, 900	504, 900
38	310, 400	371, 400	420, 600	506, 700
39	312, 600	373, 400	422, 200	508, 400
40	315, 200	375, 600	423, 900	510, 200
41	317, 400	377, 800	425, 700	512, 100
42	318, 400	379, 800	427, 300	514, 200
43	319, 600	381, 700	428, 800	516, 000
44	320, 900	383, 700	430, 500	517, 900
45	321, 800	385, 900	432, 200	519, 600
46	323, 000	387, 700	433, 700	521, 100
47	324, 100	389, 500	435, 200	522, 800
48	325, 300	391, 400	436, 900	524, 300
49	326, 400	393, 200	438, 500	526, 000
50	327, 600	395, 000	439, 500	527, 600
51	328, 600	396, 700	440, 600	529, 000
52	329, 900	398, 500	441, 700	530, 600
53	330, 800	400, 100	443, 000	532, 000
54	332, 000	401, 700	444, 000	533, 300
55	333, 200	403, 100	444, 800	534, 500
56	334, 400	404, 600	445, 800	536, 000
57	335, 500	406, 300	446, 700	537, 400
58	336, 700	407, 800	447, 700	538, 300
59	337, 600	409, 300	448, 500	539, 100
60	338, 800	410, 700	449, 400	540, 000
61	340, 000	412, 100	450, 400	540, 900
62	341, 200	413, 600	451, 500	541, 400
63	342, 400	415, 100	452, 500	541, 900
64	343, 600	416, 600	453, 600	542, 400
65	344, 500	418, 000	454, 600	542, 700
66	345, 600	418, 900	455, 600	543, 100
67	346, 500	420, 100	456, 600	543, 500
68	347, 800	421, 200	457, 600	543, 900
69	349, 100	422, 300	458, 300	544, 300
70	350, 100	423, 100	459, 200	545, 000

71	351, 100	423, 900	460, 000	545, 200
72	352, 300	424, 700	460, 900	545, 400
73	353, 300	425, 500	461, 900	545, 500
74	354, 300	426, 300	462, 500	546, 400
75	355, 100	426, 900	463, 200	547, 200
76	356, 200	427, 600	463, 900	548, 100
77	357, 200	428, 500	464, 700	549, 000
78	358, 200	429, 100	465, 000	549, 900
79	359, 100	429, 700	465, 300	550, 900
80	360, 100	430, 200	465, 600	551, 700
81	361, 200	430, 600	465, 800	552, 600
82	362, 200	431, 100	466, 000	
83	363, 200	431, 600	466, 200	
84	364, 200	432, 200	466, 400	
85	365, 000	432, 500	466, 500	
86	365, 600	433, 100	466, 600	
87	366, 300	433, 700	466, 700	
88	367, 000	434, 300	466, 800	
89	367, 800	434, 600	466, 900	
90	368, 200	435, 200	467, 000	
91	368, 700	435, 800	467, 100	
92	369, 300	436, 400	467, 200	
93	369, 800	436, 900	467, 300	
94	370, 100	437, 400	467, 400	
95	370, 500	437, 900	467, 500	
96	371, 000	438, 400	467, 600	
97	371, 100	438, 600	467, 700	
98	371, 500	438, 700	468, 200	
99	371, 900	438, 800	468, 900	
100	372, 300	439, 000	469, 600	
101	372, 900	439, 200	470, 100	
102	373, 300	439, 300	470, 700	
103	373, 800	439, 400	471, 500	
104	374, 300	439, 500	472, 200	
105	374, 700	439, 900	472, 700	

106	375, 200	440, 200	473, 400	
107	375, 700	440, 300	474, 100	
108	376, 200	440, 400	474, 800	
109	376, 400	440, 500	475, 300	
110	376, 900	440, 600	476, 000	
111	377, 400	440, 700	476, 600	
112	377, 900	440, 800	477, 300	
113	378, 300	440, 900	477, 800	
114	378, 800	441, 000		
115	379, 300	441, 100		
116	379, 800	441, 200		
117	380, 400	441, 300		
118	380, 900	441, 400		
119	381, 400	441, 700		
120	381, 900	441, 800		
121	382, 100	441, 900		
122	382, 300	442, 000		
123	382, 500	442, 100		
124	382, 800	442, 600		
125	382, 900	443, 200		
126	383, 000	443, 700		
127	383, 200	444, 100		
128	383, 400	444, 700		
129	383, 600	445, 300		
130	383, 800	445, 800		
131	384, 000	446, 300		
132	384, 200	446, 800		
133	384, 400	447, 400		
134	384, 500	447, 900		
135	384, 600	448, 400		
136	384, 700	448, 800		
137	384, 800	449, 400		
138	384, 900	449, 900		
139	385, 000	450, 400		
140	385, 100	450, 900		

141	385, 200	451, 600		
142	385, 300			
143	385, 400			
144	385, 500			
145	385, 600			
146	385, 800			
147	386, 300			
148	386, 800			
149	387, 400			
150	387, 900			
151	388, 300			
152	388, 800			
153	389, 300			
154	389, 800			
155	390, 300			
156	390, 800			
157	391, 300			
158	391, 800			
159	392, 300			
160	392, 800			
161	393, 200			
162	393, 800			
163	394, 300			
164	394, 800			
165	395, 300			
166	395, 800			
167	396, 300			
168	396, 800			
169	397, 300			
170	397, 700			
171	398, 200			
172	398, 700			
173	399, 200			
174	399, 700			
175	400, 300			

176	400,800			
177	401,300			

備考 この給料表は、附則第8項の適用を受ける教員に適用する。

附 則（令和2.2.12 規程1）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「第1条改正後の規程」という。）第19条、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第6(2)並びに公立大学法人大阪教職員給与規程（平成31年規程第40号）附則第4項、第7項及び附則別表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人大阪教職員給与規程の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条改正後の規程の施行日の前日までの間に教職員に支払われた給与は、第1条改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（清算日）

- 4 この規程の施行に伴う給与の清算日は、令和2年2月17日とする。

附 則（令和2.3.31 規程50）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（追給の限度に関する経過措置）

- 2 この規程による改正後の公立大学法人大阪教職員給与規程第65条の規定は、この規程の施行の日以後に本来支払われるべき支給日が到来する給与について適用し、同日より前に支給日が到来した給与については、なお従前の例による。

附 則（令和3.3.31 規程39）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.31 規程388）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 一般職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級
1	144,600	228,200	260,800	347,700
2	145,700	230,400	262,600	350,000
3	146,900	232,400	264,400	352,200
4	148,000	234,300	266,300	354,600
5	149,100	236,100	268,300	356,900
6	150,200	237,800	270,500	359,200
7	151,300	239,600	272,600	361,400
8	152,400	241,400	274,800	363,700
9	153,500	243,100	277,100	365,900
10	154,900	244,900	279,300	368,100
11	156,200	246,800	281,400	370,200
12	157,500	248,700	283,600	372,400
13	158,700	250,300	285,800	374,600
14	160,200	252,200	287,900	376,800
15	161,700	253,900	290,000	378,900
16	163,300	255,700	292,100	381,100
17	164,500	257,400	294,400	383,400
18	166,000	259,400	296,600	385,600
19	167,500	261,300	298,700	387,700
20	169,000	263,300	300,900	389,900
21	170,300	265,200	303,100	391,900
22	173,000	267,100	305,300	393,700
23	175,600	268,900	307,400	395,300
24	178,200	270,800	309,600	397,000
25	180,800	272,700	311,900	398,700
26	182,500	274,600	314,000	400,200
27	184,200	276,400	316,100	401,800
28	185,900	278,300	318,200	403,400
29	187,300	280,100	320,300	404,900
30	187,300	282,000	322,400	406,100
31	187,300	283,800	324,500	407,200
32	188,000	285,600	326,600	408,400
33	189,500	287,400	328,600	409,500

34	191,300	289,300	330,800	410,700
35	192,900	291,100	332,800	411,900
36	194,700	293,000	334,900	413,100
37	195,800	294,600	336,800	414,000
38	197,500	296,400	338,900	414,700
39	199,200	298,200	341,000	415,400
40	200,700	300,000	343,100	416,100
41	202,900	301,800	345,000	416,800
42	205,000	303,500	347,000	417,500
43	206,900	305,100	349,000	418,100
44	209,000	306,800	351,000	418,500
45	210,900	308,500	352,900	419,000
46	212,500	310,200	354,800	419,300
47	214,200	311,900	356,700	419,500
48	216,200	313,600	358,600	419,700
49	218,200	314,900	360,300	419,900
50	220,000	316,500	361,800	420,100
51	222,100	318,100	363,300	420,300
52	224,200	319,700	364,800	420,500
53	226,200	321,300	366,100	420,700
54	228,000	322,900	367,200	420,900
55	229,700	324,500	368,300	421,100
56	231,500	326,000	369,400	421,300
57	233,400	327,400	370,300	421,500
58	234,900	328,600	371,400	421,700
59	236,700	329,800	372,500	421,900
60	238,400	330,900	373,600	422,100
61	240,200	331,600	374,400	422,300
62	241,600	332,500	375,100	422,500
63	243,100	333,400	375,700	422,700
64	244,400	334,200	376,400	422,900
65	245,900	334,800	376,700	423,100
66	247,300	335,500	377,400	423,300
67	248,800	336,300	378,100	423,500
68	250,300	337,100	378,800	423,700

69	251,900	337,800	379,100	423,900
70	253,100	338,500	379,800	424,100
71	254,700	339,200	380,500	424,300
72	256,300	339,900	381,200	424,500
73	257,900	340,200	381,800	424,700
74	259,100	340,800	382,500	
75	260,500	341,400	383,200	
76	261,900	342,000	383,900	
77	263,300	342,300	384,100	
78	264,500	342,800	384,500	
79	265,900	343,300	384,800	
80	267,300	343,800	385,100	
81	268,700	344,200	385,400	
82	269,900	344,700	385,700	
83	271,200	345,100	386,000	
84	272,500	345,600	386,300	
85	273,800	345,800	386,700	
86	274,800	346,300	387,000	
87	276,100	346,700	387,400	
88	277,400	347,200	387,800	
89	278,700	347,500	388,000	
90	279,800	348,000	388,200	
91	280,900	348,500	388,400	
92	282,000	349,000	388,600	
93	283,100	349,200	388,800	
94	284,100	349,500	389,000	
95	285,100	350,000	389,200	
96	286,100	350,500	389,400	
97	287,100	350,700	389,600	
98	287,900	351,100	389,800	
99	288,800	351,500	390,000	
100	289,700	351,700	390,200	
101	290,600	351,900	390,400	
102	291,500	352,100		
103	292,300	352,300		

104	293,100	352,500		
105	293,900	352,800		
106	294,500	353,000		
107	295,000	353,200		
108	295,500	353,400		
109	296,000	353,600		
110	296,600	353,800		
111	297,000	354,000		
112	297,400	354,200		
113	297,800	354,400		
114	298,200			
115	298,700			
116	299,000			
117	299,300			
118	299,600			
119	300,000			
120	300,400			
121	300,800			
122	301,200			
123	301,600			
124	302,000			
125	302,400			
126	302,800			
127	303,200			
128	303,600			
129	304,000			
130	304,400			
131	304,600			
132	304,800			
133	305,000			
134	305,200			
135	305,400			
136	305,600			
137	305,800			
138	306,000			

139	306,200			
140	306,400			
141	306,600			
142	306,800			
143	307,000			
144	307,200			
145	307,400			
再雇用	231,500	249,500	272,200	297,200

備考：この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第2 一般職給料表(2)

号給	1級	2級	3級
1	132,700	241,700	288,500
2	133,600	243,400	290,400
3	134,700	245,100	292,400
4	135,600	246,700	294,400
5	136,600	248,500	296,300
6	137,700	249,800	298,100
7	138,700	251,300	300,000
8	139,700	252,700	302,000
9	140,600	254,000	303,700
10	141,600	255,100	305,400
11	142,600	256,300	307,100
12	143,800	257,400	308,700
13	144,600	258,500	310,400
14	145,700	259,600	311,900
15	146,700	260,700	313,500
16	147,700	261,900	315,100
17	148,900	262,900	316,600
18	150,100	264,100	318,200
19	151,400	265,200	319,700
20	152,600	266,300	321,300
21	153,800	267,400	322,800

22	155,000	268,500	324,400
23	156,300	269,700	326,000
24	157,500	270,900	327,500
25	158,700	271,700	329,100
26	160,300	272,800	330,500
27	161,700	273,800	332,000
28	163,100	274,900	333,400
29	164,600	276,000	334,700
30	166,000	277,300	336,000
31	167,500	278,300	337,400
32	168,900	279,400	338,700
33	170,500	280,200	340,000
34	171,900	281,400	341,200
35	173,500	282,400	342,500
36	174,800	283,600	343,700
37	176,200	284,300	344,900
38	177,700	285,100	345,900
39	179,200	286,000	347,000
40	180,600	286,800	348,200
41	181,900	287,600	349,100
42	183,400	288,500	350,100
43	184,800	289,300	351,100
44	186,300	290,100	352,000
45	187,500	291,000	352,700
46	188,800	291,800	353,500
47	190,000	292,600	354,300
48	191,300	293,500	355,000
49	192,400	294,300	355,800
50	193,600	295,100	356,600
51	194,900	295,900	357,400
52	196,100	296,800	358,300
53	197,300	297,600	358,900
54	198,500	298,400	359,600
55	199,800	299,300	360,300
56	200,900	300,100	361,000

57	202, 200	300, 900	361, 500
58	203, 400	301, 800	362, 200
59	204, 700	302, 600	362, 700
60	205, 900	303, 400	363, 400
61	207, 000	304, 300	363, 800
62	208, 300	305, 100	364, 200
63	209, 500	305, 900	364, 700
64	210, 700	306, 700	365, 200
65	211, 900	307, 600	365, 500
66	213, 200	308, 400	365, 900
67	214, 300	309, 200	366, 400
68	215, 500	310, 100	366, 800
69	216, 700	310, 800	367, 100
70	217, 800	311, 600	
71	219, 000	312, 500	
72	220, 300	313, 300	
73	221, 200	314, 000	
74	222, 300	314, 800	
75	223, 600	315, 700	
76	224, 700	316, 500	
77	225, 600	317, 200	
78	226, 800	318, 100	
79	228, 100	318, 900	
80	229, 400	319, 700	
81	230, 000	320, 500	
82	231, 200	321, 300	
83	232, 400	322, 100	
84	233, 500	323, 000	
85	234, 400	323, 700	
86	235, 400	324, 500	
87	236, 500	325, 300	
88	237, 700	326, 200	
89	238, 500	326, 900	
90	239, 700	327, 700	
91	240, 700	328, 600	

92	241,800	329,400	
93	242,700	330,100	
94	243,700	330,900	
95	244,700	331,800	
96	245,700	332,600	
97	246,700	333,200	
98	247,700	334,000	
99	248,500	334,800	
100	249,500	335,600	
101	250,200	336,200	
102	251,100	337,000	
103	252,000	337,700	
104	252,800	338,400	
105	253,300	339,200	
106	253,900	339,900	
107	254,400	340,600	
108	255,000	341,300	
109	255,400	342,000	
110	255,900	342,500	
111	256,400	343,000	
112	256,900	343,500	
113	257,400	344,000	
114	257,800	344,400	
115	258,200	345,000	
116	258,700	345,500	
117	259,100	345,900	
118	259,500		
119	259,900		
120	260,300		
121	260,700		
122	261,100		
123	261,500		
124	261,800		
125	262,300		
126	262,700		

127	263, 100		
128	263, 500		
129	263, 900		
130	264, 300		
131	264, 700		
132	265, 100		
133	265, 400		
134	265, 700		
135	266, 100		
136	266, 600		
137	266, 900		
138	267, 200		
139	267, 600		
140	268, 000		
141	268, 300		
142	268, 700		
143	269, 200		
144	269, 600		
145	269, 800		
146	270, 200		
147	270, 600		
148	271, 000		
149	271, 200		
150	271, 600		
151	272, 100		
152	272, 500		
153	272, 700		
154	273, 100		
155	273, 500		
156	273, 900		
157	274, 100		
158	274, 600		
159	275, 000		
160	275, 400		
161	275, 600		

162	276,000		
163	276,400		
164	276,800		
165	277,000		
166	277,500		
167	277,900		
168	278,300		
169	278,500		
170	278,900		
171	279,300		
172	279,700		
173	280,000		
174	280,400		
175	280,800		
176	281,200		
177	281,400		
再雇用	231,500	249,500	272,200

備考：この給料表は、技能職員に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第3 教育職給料表

号給	1級	2級	3級	4級
1	209,200	273,500	326,200	419,400
2	211,400	276,600	329,700	421,900
3	213,600	279,700	333,200	424,600
4	215,800	283,000	336,800	427,200
5	217,900	286,100	340,100	429,700
6	220,100	289,000	344,000	432,300
7	222,300	292,000	347,400	434,800
8	224,500	294,800	350,900	437,400
9	226,800	297,400	354,000	440,200
10	229,200	300,500	357,700	442,600
11	231,600	303,500	361,000	445,000
12	234,000	306,500	364,400	447,500

13	236,300	309,200	367,500	449,900
14	238,700	311,800	370,100	452,300
15	241,100	314,400	372,900	454,900
16	243,500	317,000	375,700	457,400
17	245,800	319,400	378,200	459,600
18	249,300	322,200	380,400	462,000
19	252,800	324,900	382,600	464,500
20	256,300	327,800	385,100	467,000
21	259,800	330,000	387,200	469,300
22	263,400	332,900	389,300	471,600
23	267,000	335,700	391,400	473,900
24	270,300	338,600	393,600	476,200
25	273,700	340,900	395,800	478,500
26	276,800	343,600	397,800	480,800
27	280,100	346,000	399,700	483,000
28	283,100	348,600	401,700	485,300
29	286,200	351,100	403,800	487,600
30	288,800	353,400	405,700	489,800
31	291,300	355,700	407,500	491,900
32	293,800	358,100	409,400	494,100
33	296,500	360,000	411,200	496,200
34	299,500	362,200	413,100	498,400
35	302,200	364,400	415,100	500,500
36	305,100	366,700	417,000	502,700
37	308,100	369,200	418,900	504,900
38	310,400	371,400	420,600	506,700
39	312,600	373,400	422,200	508,400
40	315,200	375,600	423,900	510,200
41	317,400	377,800	425,700	512,100
42	318,400	379,800	427,300	514,200
43	319,600	381,700	428,800	516,000
44	320,900	383,700	430,500	517,900
45	321,800	385,900	432,200	519,600
46	323,000	387,700	433,700	521,100
47	324,100	389,500	435,200	522,800

48	325,300	391,400	436,900	524,300
49	326,400	393,200	438,500	526,000
50	327,600	395,000	439,500	527,600
51	328,600	396,700	440,600	529,000
52	329,900	398,500	441,700	530,600
53	330,800	400,100	443,000	532,000
54	332,000	401,700	444,000	533,300
55	333,200	403,100	444,800	534,500
56	334,400	404,600	445,800	536,000
57	335,500	406,300	446,700	537,400
58	336,700	407,800	447,700	538,300
59	337,600	409,300	448,500	539,100
60	338,800	410,700	449,400	540,000
61	340,000	412,100	450,400	540,900
62	341,200	413,600	451,500	541,400
63	342,400	415,100	452,500	541,900
64	343,600	416,600	453,600	542,400
65	344,500	418,000	454,600	542,700
66	345,600	418,900	455,600	543,100
67	346,500	420,100	456,600	543,500
68	347,800	421,200	457,600	543,900
69	349,100	422,300	458,300	544,300
70	350,100	423,100	459,200	545,000
71	351,100	423,900	460,000	545,200
72	352,300	424,700	460,900	545,400
73	353,300	425,500	461,900	545,500
74	354,300	426,300	462,500	546,400
75	355,100	426,900	463,200	547,200
76	356,200	427,600	463,900	548,100
77	357,200	428,500	464,700	549,000
78	358,200	429,100	465,000	549,900
79	359,100	429,700	465,300	550,900
80	360,100	430,200	465,600	551,700
81	361,200	430,600	465,800	552,600
82	362,200	431,100	466,000	

83	363,200	431,600	466,200	
84	364,200	432,200	466,400	
85	365,000	432,500	466,500	
86	365,600	433,100	466,600	
87	366,300	433,700	466,700	
88	367,000	434,300	466,800	
89	367,800	434,600	466,900	
90	368,200	435,200	467,000	
91	368,700	435,800	467,100	
92	369,300	436,400	467,200	
93	369,800	436,900	467,300	
94	370,100	437,400	467,400	
95	370,500	437,900	467,500	
96	371,000	438,400	467,600	
97	371,100	438,600	467,700	
98	371,500	438,700	468,200	
99	371,900	438,800	468,900	
100	372,300	439,000	469,600	
101	372,900	439,200	470,100	
102	373,300	439,300	470,700	
103	373,800	439,400	471,500	
104	374,300	439,500	472,200	
105	374,700	439,900	472,700	
106	375,200	440,200	473,400	
107	375,700	440,300	474,100	
108	376,200	440,400	474,800	
109	376,400	440,500	475,300	
110	376,900	440,600	476,000	
111	377,400	440,700	476,600	
112	377,900	440,800	477,300	
113	378,300	440,900	477,800	
114	378,800	441,000		
115	379,300	441,100		
116	379,800	441,200		
117	380,400	441,300		

118	380,900	441,400		
119	381,400	441,700		
120	381,900	441,800		
121	382,100	441,900		
122	382,300	442,000		
123	382,500	442,100		
124	382,800	442,600		
125	382,900	443,200		
126	383,000	443,700		
127	383,200	444,100		
128	383,400	444,700		
129	383,600	445,300		
130	383,800	445,800		
131	384,000	446,300		
132	384,200	446,800		
133	384,400	447,400		
134	384,500	447,900		
135	384,600	448,400		
136	384,700	448,800		
137	384,800	449,400		
138	384,900	449,900		
139	385,000	450,400		
140	385,100	450,900		
141	385,200	451,600		
142	385,300			
143	385,400			
144	385,500			
145	385,600			
146	385,800			
147	386,300			
148	386,800			
149	387,400			
150	387,900			
151	388,300			
152	388,800			

153	389,300			
154	389,800			
155	390,300			
156	390,800			
157	391,300			
158	391,800			
159	392,300			
160	392,800			
161	393,200			
162	393,800			
163	394,300			
164	394,800			
165	395,300			
166	395,800			
167	396,300			
168	396,800			
169	397,300			
170	397,700			
171	398,200			
172	398,700			
173	399,200			
174	399,700			
175	400,300			
176	400,800			
177	401,300			

備考：この表は、教員（教授、准教授、講師、助教である者をいう。）に適用する。

別表第4 看護職給料表(1)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	199,100	268,600	314,300	348,900	395,100	430,500
2	201,300	270,100	315,500	350,000	395,900	431,300
3	204,000	271,500	316,600	351,000	396,600	432,000
4	206,400	273,000	317,800	352,000	397,300	432,700
5	208,800	274,400	318,900	353,100	398,000	433,500

6	211,300	275,900	320,000	354,100	398,800	434,200
7	213,500	277,400	321,200	355,100	399,500	434,900
8	214,800	278,800	322,300	356,200	400,200	435,600
9	216,300	280,300	323,500	357,200	400,900	436,400
10	217,800	281,700	324,600	358,300	401,700	437,100
11	219,400	283,200	325,800	359,300	402,400	437,800
12	221,000	284,600	326,900	360,300	403,100	438,500
13	222,500	286,100	328,000	361,400	403,900	439,300
14	224,100	287,500	329,200	362,400	404,600	440,000
15	225,600	289,000	330,300	363,500	405,300	440,700
16	227,200	290,400	331,500	364,500	406,000	441,500
17	228,700	291,900	332,600	365,500	406,800	442,200
18	230,300	293,400	333,200	366,600	407,500	442,900
19	231,900	294,800	333,900	367,600	408,200	443,600
20	233,400	296,300	334,500	368,600	408,900	444,400
21	235,000	297,700	335,100	369,700	409,700	445,100
22	236,500	298,400	335,700	370,700	410,400	445,800
23	238,100	299,200	336,300	371,800	411,100	446,500
24	239,700	299,900	337,000	372,800	411,900	447,300
25	241,200	300,600	337,600	373,800	412,600	448,000
26	242,800	301,300	338,200	374,900	413,300	448,700
27	244,300	302,100	338,800	375,900	414,000	449,500
28	245,900	302,800	339,500	377,000	414,800	450,200
29	247,400	303,500	340,100	378,000	415,500	450,900
30	249,000	304,300	340,700	378,500	416,200	451,600
31	250,600	305,000	341,300	379,000	416,900	452,400
32	252,100	305,700	342,000	379,600	417,700	453,100
33	252,800	306,400	342,600	380,100	418,400	453,800
34	253,600	306,900		380,600	419,100	454,500
35	254,300	307,300		381,100	419,900	455,300
36	255,000	307,700		381,600	420,600	456,000
37	255,800	308,100		382,200	421,300	456,700
38	256,500	308,500		382,700	422,000	457,400
39	257,200	308,900		383,200	422,800	458,200
40	257,900	309,300		383,700		458,900

41	258,700	309,800		384,200		459,600
42	259,400	310,200		384,700		460,400
43	260,100	310,600		385,300		461,100
44	260,800	311,000		385,800		461,800
45	261,300	311,400		386,300		462,500
46	261,700	311,800		386,800		463,300
47	262,100	312,300		387,300		464,000
48	262,500	312,700		387,900		464,700
49	262,900	313,100		388,400		465,400
50	263,300					466,200
51	263,800					466,900
52	264,200					467,600
53	264,600					468,400
54	265,000					
55	265,400					
56	265,800					
57	266,200					
58	266,700					
59	267,100					
60	267,500					
再雇用	231,500	231,500	231,500	249,500	272,200	297,200

備考：この表は、看護師に適用する。

再雇用職員にあつては、再雇用の欄に掲げる金額を適用する。

別表第5 給料の調整額

適用される給料表	教職員	支給額
一般職給料表(1)	(1) 管理区域(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に定める管理区域をいう。以下同じ。)内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち、理事長が特に認める者	12,900円

	(2) 管理区域に業務上立ち入る職員のうち、理事長が特に認める者	8,600 円
教育職給料表	(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	4 級 46,200 円 3 級 40,200 円 2 級 38,100 円
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く）	4 級 30,800 円 3 級 26,800 円 2 級 25,400 円
	(3) 国際基幹教育機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院共通教育科目担当教員」という。）のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者	
	(4) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者	4 級 15,400 円 3 級 13,400 円 2 級 12,700 円
	(5) 大学院共通教育科目担当教員（(3)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者	
	(6) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	1 級 11,100 円
	(7) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が1級であり、かつ理事長が特に認める者	27,750 円
	(8) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする	31,750 円

	教員のうち、職務の級が2級であり、かつ理事長が特に認める者	
(9)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が3級であり、かつ理事長が特に認める者	33,500円
(10)	管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち、職務の級が4級であり、かつ理事長が特に認める者	38,500円
(11)	医学部附属病院において、感染症又は結核の予防救治に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員のうち中央臨床検査部、放射線科又は放射線治療科に勤務する者（課長級以上の職であるものを除く。）	10,800円
(12)	医学部附属病院において、(11)に掲げる以外の診療等の業務に従事する医師又は歯科医師の免許を有する教員	8,100円

別表第6 管理職手当

(1)大阪公立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
研究院	研究院長	2種
	副研究院長	4種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
現代システム科学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
国際基幹教育機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	高等教育研究開発センター長	6種
	教職センター長	6種
	高度人材育成推進センター長	6種
	国際教育センター長	6種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
	協創研究センター長	6種
	生産技術センター長	4種
	人工光合成研究センター長	3種
	放射線研究センター長	4種
	生物資源開発センター長	6種
	BNCT 研究センター長	6種
	附属植物園長	4種
	都市健康・スポーツ研究センター長	4種
図書館機構	機構長	2種

	副機構長	4種
	杉本図書館長	2種
	杉本副図書館長	4種
	中百舌鳥図書館長	4種
	阿倍野医学図書館長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
入試推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
農学部附属教育研究フィールド	フィールド長	4種
獣医学部附属獣医臨床センター	センター長	4種
医学部附属刀根山結核研究所	研究所長	3種
医学部附属病院	病院長	1種
	副院長	2種
	病院長補佐	3種
	医療安全センター長	3種
	部長	4種
	センター長（医療安全センター長を除く。）	4種
	室長	4種
基金推進室	室長	5種
万博市民連携推進室	室長	5種
大阪関西 EXPO パビリオン出展推進室	室長	5種
環境マネジメント推進室	室長	5種
カーボンニュートラル達成に貢献する大学等 等コアリション推進室	室長	5種
ダイバーシティ推進室	室長	5種
データ利活用推進室	室長	5種
ICT 推進室	室長	5種

教育戦略室	室長	5種
アドミッションセンター	センター長	5種
研究戦略室	室長	5種
女性研究者支援室	室長	5種
国際戦略センター	センター長	5種
情報基盤センター	センター長	4種
情報セキュリティセンター	センター長	4種

(2) 大阪府立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種
	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学域	学域長	2種
	副学域長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
高等教育推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
研究推進機構	機構長	2種
	副機構長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種

(3) 大阪市立大学

組 織	職	区 分
	副学長	1種
	特命副学長	2種

	学長補佐	5種
	学長特別補佐	6種
学部	学部長	2種
	副学部長	4種
大学院研究科	研究科長	2種
	副研究科長	4種
教育推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
学術研究推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
社会連携推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種
国際化推進本部	本部長	2種
	副本部長	5種